

( 別 表 )

## 令和3年からの生産資材等高騰緊急対策資金の貸付限度額について

(山形県災害・経営安定対策資金)

- ・ 次の区分により、経営規模(栽培面積・飼育頭数等)と算出単価を乗じた額の合計が貸付限度額になります。

※ ただし、1経営体について計算した額が500万円を超える場合は、500万円が借入上限となります。

区 分		算 出 単 価	
農 業	施 設 園 芸 以 外	水 稻	9 千円/10a
		露地の野菜	1 6 1 千円/10a
		露地の果樹	5 7 千円/10a
		露地の花き	7 0 千円/10a
	施 設 園 芸	加温施設の野菜・果樹	2 0 1 千円/10a
		加温施設の花き	6 1 9 千円/10a
畜 産	乳用牛	9 9 千円/ 頭	
	肥育牛	6 4 千円/ 頭	
	繁殖雌牛	3 7 千円/ 頭	
	豚	23 千円/ 頭	
	鶏	1 0 8 千円/ 100羽	
	めん羊	8 千円/ 頭	
きのこ類 栽 培	シイタケ	7 8 千円/万 床	
	ナメコ、ブナシメジ等	2 5 千円/万ビン	
漁 業	中型いか釣り(100 t程度)	4, 3 0 0 千円/経営体	
	小型いか釣り(10~20 t程度)、ベニズワイガニ籠	2, 6 0 0 千円/経営体	
	底曳き網、小型いか釣り(10 t未満)	9 0 0 千円/経営体	
	その他	2 0 0 千円/経営体	